

福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業

事業者評価基準

令和4年2月
福島県ふたば医療センター附属病院

【 目 次 】

- 第1 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 第2 評価方法・体制・・・・・・・・・・ P 1
 - 1 評価方法
 - 2 評価体制
 - 3 評価手順
- 第3 評価の項目・基準・配点・・・・・・・・ P 2～
 - 1 参加資格確認
 - 2 提案内容確認
 - 3 第一次審査
 - 4 第二次審査
- 第4 選定事業者の決定・・・・・・・・・・ P 4
 - 1 最優秀提案者の選定
 - 2 選定事業者の公表

第1 総則

この事業者評価基準（以下「評価基準」という。）は、福島県ふたば医療センター附属病院（以下「当病院」という。）が実施する福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業（以下「事業」という。）において、契約の相手方となる民間事業者を選定するにあたり、最優秀提案者等を選定するための方法や審査基準等を定めるものである。

第2 評価方法・体制

1 評価方法

応募者より提出された提案書等は、評価基準に基づき、磁気共鳴画像診断装置（以下「MRI装置」という。）の性能やMRI装置を格納する施設（以下「MRI棟」という。）のレイアウト案、事業実施体制、売買価格等を総合的に評価し、総合評価点の最も高い者を決定するものとする。

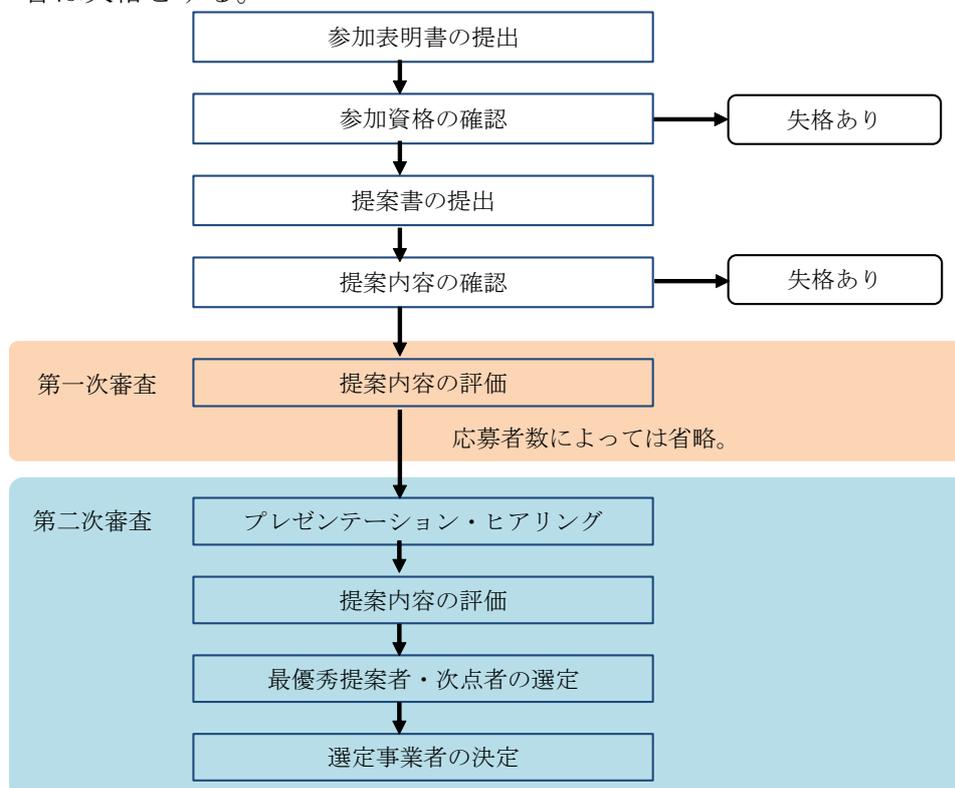
2 評価体制

提案内容の評価にあたっては、評価基準に関する審議、応募者から提出された提案書等の審査を行う福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けるものとする。

3 評価手順

本評価は参加資格確認、提案内容確認、第一次審査、第二次審査に分けて実施する。参加資格確認及び提案内容確認は、当病院の事務局が審査するものとし、第一次審査及び第二次審査は、選定委員会において審査する。

なお、参加資格確認又は提案内容確認において、必要な要件等を満たしていない場合は失格とする。



第3 評価の項目・基準・配点

1 参加資格確認

福島県ふたば医療センター附属病院MRI装置新設事業募集要領（以下「要領」という。）第3に定める参加資格要件を評価し、一つでも要件を満たさない応募者は失格とする。

2 提案内容確認

以下の項目を評価し、失格となった提案は第一次及び第二次審査を実施しない。

(1) 基本的事項の適格評価

次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない応募者は失格とする。

- ① 要求水準書に定めるMRI装置の要求性能等を満たしていること。
- ② 要求水準書に定める施設の要求性能等を満たしていること。
- ③ 医療法、建築基準法等関係法令の規定に関して、重大な不適合箇所がないこと。
- ④ 令和5年2月28日までに施設の引き渡しが可能であること。
- ⑤ その他、事業の基本的な部分に関して、重大な不適切箇所がないこと。

(2) 売買価格の適格評価

MRI装置やMRI棟を合計した売買価格が要領に示す事業費を超えているときは失格とする。

3 第一次審査

選定委員会は、上記1及び2の確認を通過した応募者の提案内容を下記の評価項目に留意し審査・評価し、第二次審査対象として5者程度選考する。なお、応募者数によっては、第一次審査を省略する場合がある。

	評価項目
技術提案 評価	<ul style="list-style-type: none">○提案図書（配置図・平面図・立面図・パース図 ※建物全体像）○応募者が導入しようとするMRI装置が、救急医療を担う当病院に適し、かつ要求水準書に定めた性能を有しているか。○教育研修等の実運営に向けたサポート、稼働後のサービス・保守体制等の内容○当病院が提示した資料・参考資料等（配置図案・平面図案など）を踏まえ、次の視点が提案されているか。<ul style="list-style-type: none">・患者の診療環境や高齢者等に配慮した計画か。・スムーズな動線の確保、既存建物との連携等、機能的で効率的な設計か。・施設の性能が確保されているか。 (省エネルギー性、耐久性、維持管理の容易性等)○建物の瑕疵担保期間を10年以上とすること及びアフターケアの内容○その他応募者独自提案。

4 第二次審査

(1) ヒアリングの実施

ヒアリングは、提案内容の説明と質疑を行う。

(2) 最優秀提案者の選定

最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

第二次審査は、基本的に下記の評価項目に留意し評価する。

評価の視点		配点
技術提案 評価	<ul style="list-style-type: none"> ○提案図書（配置図・平面図・立面図・パース図※建物全体像） ○応募者が導入しようとするMRI装置が、救急医療を担う当病院に適し、かつ要求水準書に定めた性能を有しているか。 ○教育研修等の実運営に向けたサポート、稼働後のサービス・保守体制等の内容 ○当病院が提示した資料・参考資料等（配置図案・平面図案など）を踏まえ、次の視点が提案されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の診療環境や高齢者等に配慮した計画か。 ・スムーズな動線の確保、既存建物との連携等、機能的で効率的な設計か。 ・施設の性能が確保されているか。 （省エネルギー性、耐久性、維持管理の容易性等） ○建物の瑕疵担保期間を10年以上とすること及びアフターケアの内容 ○その他応募者独自提案。 	50 (注1)
実施体制 評価	<ul style="list-style-type: none"> ○設計から建設、MRI装置の導入に至るまでの各段階において、当病院を始めとする関係者との打合せ等が円滑な業務遂行に適したスケジュール・組織体制で組み立てられているか。 ○リスク管理など事業実施に必要な事項を配慮しているか。 ○経験豊富な管理技術者の配置を予定しているか。 ○その他応募者独自提案。 	20
価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ○廉価で要求水準を備えた売買価格となっているか。 	20 (注2)
実績評価	<ul style="list-style-type: none"> ○同種・同類の業務実績を有しているか。 ※様式2-6～2-9により評価 (MRI室の新設若しくは改修工事に係る設計の複数実績又はコンサルティングに係る複数実績) (MRI室の新設又は改修工事に係る工事監理の複数実績) (MRI室の新設又は改修工事に係る建設の複数実績) (本公告の要求水準と同等以上のMRI装置を導入した複数実績) 	10 (注3) (注4)
合計		100

- (注1) 救急医療を担う当病院に適した性能を有するMRI装置ほど高得点となるよう点数化する。
- (注2) 売買価格が低価格ほど高得点となるよう点数化する。
- (注3) 評価の対象とする実績は、平成24年4月1日から令和4年3月31日までに完了又は竣工していること。
- (注4) 評価する実績件数の上限はそれぞれ3件とし、実績内容の規模等が大きいほど高得点となるよう点数化する。

第4 最優秀提案者の選定

選定委員会は、提案書及びヒアリングをもって評価基準に基づき、審査を行う。

1 最優秀提案者の選定

選定委員会は、最優秀提案者（以下「選定事業者」という。）、次点者（「次点選定事業者」という。）それぞれを選定する。

2 選定事業者の公表

当病院は、選定委員会による選定結果をもとに、選定事業者及び次点選定事業者を決定し、その結果を通知するとともに、当病院ホームページに公表する。